

令和4年 11月 28日

関係会員 各位

木津川市商工会
(公印省略)

年末調整 個別相談・作成会のご案内

拝啓 会員各位には、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。
日頃は、当会の運営に種々ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、6月、11月の源泉徴収セミナーを踏まえまして、今回は事業所様ごとに
その場で各種提出書類を作成していただく場を設けましたので、ご案内申し上げます。

敬具

1.日時

A 【主に12月分給与額が12月20日頃までに確定して12月末までにお支払いされる方】

例) 12月分給与 11/11～12/10分を締め、12/20にお支払い

日付	NO	個別相談・作成時間
12/12 (月)	1	8:45～10:30
12/13 (火)	2	10:45～12:30
12/14 (水)	3	13:45～15:30
12/19 (月)	4	15:45～17:30
12/20 (火)		
12/22 (木)		
12/23 (金)		

B 【主に12月分給与額が12月25日以降に確定して、12月末か1月にお支払いされる方】

例) 12月分給与 11/26～12/25分を締め、1/25にお支払い

日付	NO	個別相談・作成時間
1/10 (火)	1	8:45～10:30
1/11 (水)	2	10:45～12:30
1/16 (月)	3	13:45～15:30
1/17 (火)	4	15:45～17:30
1/19 (木)		

*各日の①～④のうち、ご都合の良い時間の一杯をお選びください。

なお、各相談内容により時間が延長することが想定されますが、ご了承ください。

2.作成相談員 武田ゆう税理士事務所 税理士 武田 悠佑氏
堤会計事務所 税理士 堤 征一郎氏

3.場所 木津川市商工会館 2階会議室

4.申し込み A 12月開催を希望される方は、12月7日(水)までに、
B 1月開催を希望される方は、12月23日(金)までに
FAX、メールで、お申し込み下さい。担当職員へ直接お伝え頂いても結構です。

5.持ち物 電卓・筆記用具・税務署からの書類と下記書類 ①から③必須、④⑤は該当者のみ

① 令和4年1月から12月分の各従業員別の賃金台帳または源泉徴収簿
令和3年分の源泉徴収税額(還付額等わかるもの)、令和4年のこれまでの源泉納付書控え
途中入社の方は、その日から。前職ある方で年末まで在籍なら前職の源泉徴収票も必要です。
(給与明細書のみの方は、各従業員ごとに総支給額、通勤手当、社会保険控除額、
源泉所得税額の12ヶ月分合計を出しておいて下さると当日時間短縮されます。)

*年末調整の対象となる給与は、1/1から12/31までの間に支払うことが確定した給与。
実際に支払ったかどうかに関係なく、未払給与もその年の年末調整の対象になります

② 令和4年分 扶養控除等申告書、③令和4年分 基礎控除 兼 配偶者控除等 兼 等申告書
なお、途中退職者はその日までで「年調未済」で源泉徴収票等を作成します。

以下は、年収103万円超で所得税が発生している場合

④ 令和4年分 保険料控除申告書、⑤令和4年分 住宅借入金等特別控除申告書
それぞれ、生命保険会社や損害保険会社から送られてくる控除証明ハガキ等を添付。
住宅借入金は、銀行などから発行される年末借入金残高証明書と令和4年分控除申告書。

6.お問合わせ 木津川市商工会 業務推進課 森山、近藤、河村
電話 0774-72-3801 FAX 0774-72-6564、
メール kizugawa-sci@kyoto-fsci.or.jp

***** 【申込書】 参加費無料 切り取らずFAX *****

事業所名 () 電話 ()
参加者名 () 2名まででお願いします。

希望	日付	個別相談・作成時間 (希望時間を○で囲ってください)
第1希望	/ ()	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4
第2希望	/ ()	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4

⑥ 第2希望になる場合のみ、ご連絡いたします。